平成２２年（フ）第８６１号
島根県鹿足郡吉賀町七日市856番地、開始決定時の住所大阪市中央区谷町５丁目７－９－1206
破産者　田坂　竜太（旧姓黒田）
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６０号
大阪府東大阪市渋川町１丁目８番21号
破産者　高山永美子
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８８号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目23番18号
破産者　小野　正志
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２７号
大阪市中央区粉川町４番16―1204号
破産者　渡部早智子
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６７号
大阪府羽曳野市伊賀６丁目８番２号
破産者　堀　　貴博
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２７号
大阪府交野市私部４丁目55番23号
破産者　梶原　雅司
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５３号
大阪府摂津市鶴野２丁目９番２―101号、住民票上の住所大阪府茨木市中河原町７番６号
破産者　谷口かよこ
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７９号
大阪市東住吉区山坂２丁目９番18号
破産者　森田　　隆
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２５号
大阪府東大阪市東石切町６丁目７番24―602号
破産者　橋本　真也
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２８号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番24―103号
破産者　佐藤電機設備工事こと　佐藤　和男
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１７号
大阪府東大阪市横沼町３丁目３番12号、前住所大阪府東大阪市菱屋西１丁目14番27号
破産者　山本　　忠
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５２４号
大阪市城東区諏訪２丁目６番４―201号
破産者　北野　貞吉
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５３１号
大阪府門真市江端町21番14号
破産者　吉田みはる（旧姓奥野）
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５３７号
大阪府豊中市新千里南町３丁目３番５―602号
破産者　大塚　　斉
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６１１号
大阪府寝屋川市香里本通町10番３―706号、前住所大阪府枚方市香里園町27番36号
破産者　黒川　　誠
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４８８号
奈良県宇陀市榛原区天満台東１丁目６番の８
破産者　石井　勇三
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手482番地の１２―103
破産者　田川　　均
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
奈良県北葛城郡上牧町下牧２丁目９番14号、前住所奈良県生駒市小明町408番地15
破産者　プロテックこと　平文　成昌(旧姓文)
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
奈良県宇陀市大字陀区栗野929番地の134
破産者　阪口勘次郎
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係